

令和4年

第5回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年5月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
日程 2 会議録署名委員の指名について(9番南雲 廣悦委員、10番棚村 光正委員)
日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程 6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
日程 7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程 8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
日程 9 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
（変更案）について
日程 10 第6号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
日程 11 その他

○令和4年6月22日（水）

- ・第132回新潟県農業会議通常総会 13：30～
- ・新潟県農業会議臨時理事会
- ・市町村農業委員会会長会議
【新潟市：新潟東映ホテル】 〈会長〉

○令和4年6月27日（月）

- ・第6回農業委員会総会 9：00～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

○令和4年6月27日（月）

- ・認定農業者との意見交換会 14：00～
【ふれ愛支援センター：多目的ホール（2階）】
〈会長、職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、認定農業者との意見交換会担当者、推進委員長、局長、係長〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	宮下 悠紀
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和4年第5回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名全員の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、9番南雲廣悦委員、10番棚村光正委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようですので、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降6件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは18件です。

1番、2番、3番は賃借人が同じ方になりまして、いずれも法人解散のための解約です。1番が浦佐の田5筆、2番が浦佐の田1筆、3番が浦佐の田2筆となります。後ほど利用権の設定があがってきます。

4番から13番までについても賃借人が同じ方になりまして、いずれも新たに法人に貸し付けるための解約です。4番が四十日、川窪の田3筆、5番が川窪の田3筆、6番が美佐島の田1筆、7番が美佐島の田11筆、8番が四十日、川窪、美佐島、余川の田18筆、9番が二日町の田1筆、10番が寺尾の田1筆、11番が寺尾の田1筆、12番が寺尾の田7筆、13番が寺尾の田1筆です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14番、耕作者の都合による解約です。野田の田1筆です。

15番、耕作者の都合による解約です。野田、四十日の田11筆です。後ほど利用権の設定があがってきます。

16番、第三者との貸借契約のための解約です。中の田1筆、後ほど利用権の設定があがってきます。

17番、賃貸人の都合による解約です。姥沢新田の田1筆です。

18番、所有者の都合による解約で、早川、長崎の田4筆です。後ほど利用集積のあっせん売買の申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

11 ページをご覧ください。こちらは4件です。

1 番、大桑原の田7筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2 番、余川の田1筆、農地転用のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

3 番、4 番は貸借人が同じ方になります。

3 番、四十日、宇津野新田の田畑28筆、法人化のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番、宇津野新田の田1筆、法人化のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

14 ページをご覧ください。こちらは3件です。

1 番、今町の登記畑、現況宅地の1筆100㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は4月21日に桑原委員さんからご確認いただいています。

2 番、長森の登記宅地、現況宅地の1筆5.33㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは狭隘な農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化したものです。こちらの登記地目は宅地になりますが、過去農地であったことから農地台帳に登録がありましたので、非農地証明の申請があったものです。現地は4月25日に棚村委員さんからご確認いただいています。

3 番、宮の登記田、現況雑種地の1筆、4.40㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は4月25日に山本委員さんからご確認いただいています。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

16 ページをご覧ください。今月の3条申請は11件です。50番、売買による所有権移転です。大崎の畑1筆676㎡です。こちらの農地は譲受人の所有農地に隣接しております。申請理由は経営規模拡大のためです。

51番、52番は関連案件となり、譲受人が同じ方となります。

51番、売買による所有権移転です。妙音寺の田1筆2,756㎡です。申請理由は農地を買い戻すためです。

52番、賃貸借権の設定です。期間は5年間です。妙音寺の田1筆2,635㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。51番、52番の申請を合わせまして30aの下限面積要件を満たす形となります。

53番、売買による所有権移転です。八幡の畑3筆計418㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

54番、売買による所有権移転です。石打の田1筆299㎡です。こちらの農地は譲受人の借入地に隣接しております。申請理由は借入地を取得するためです。

55番、贈与による所有権移転です。坂戸の畑1筆429㎡です。譲渡人の財産処分意向により贈与となります。申請理由は経営規模拡大のためです。贈与税についても確認済みとのことです。

56番、57番は関連案件となり、お互いの農地を交換により所有権移転をするものとなります。

56番は君沢の田1筆248㎡で、57番が君沢の田1筆233㎡です。交換する農地の面積もほぼ変わりありません。申

議 長

請理由は 56 番、57 番ともに、農地を交換して利便性を高めるためです。

58 番、使用貸借権の設定です。期間は 15 年間です。譲受人と譲渡人は親子の関係で、譲受人は県外で暮らしておりますが、帰省時には農作業に従事し、また、通常は市内に住んでいる家族が協力して営農しているとのこと。

59 番、60 番は農業者年金受給のための再設定となっておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。推進委員 3 番小野塚真委員の除斥を求めます。

(推 3 番小野塚委員退席)

16 ページ 54 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、54 番案件については原案のとおり承認されました。小野塚委員の除斥を解きます。

(推 3 番小野塚委員着席)

それでは、54 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案は全て承認されました。

日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長

日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 2 号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 4 件です。

7 番、今町の畑 2 筆 597 m²です。転用目的は駐車場用地で、資料については 7-9 ページをご覧ください。申請の内容ですが、申請者ご自身は会社を経営しておりますが、その会社の駐車場と資材置場が必要であるということで、申請地を転用し、貸駐車場並びに貸資材置場として使用したいという内容の申請です。現地はすでに資材等が置かれている状況で、申請者本人からは始末書を提出してもらっております。この農地は第 2 種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を貸駐車場並びに貸資材置場として利用するものであります。転用面積も車両の台数、資材量から適正と考えられ、転用は許可相当であると考えます。

8番、小栗山の畑1筆の内83.31㎡です。転用目的は住宅用地で、資料については10-12ページをご覧ください。申請の内容ですが、車庫を建築したいという内容の申請です。この農地は第2種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を車庫建築用地として利用するものであります。転用面積も事業計画から適正であると考えられ、転用は許可相当であると考えます。

9番、滝谷の田1筆92㎡です。転用目的は農作業所用地で、資料については13-15ページです。申請の内容についてですが、申請地と隣接地を一体利用して農業用格納庫を建築したいという内容の申請です。この件につきましては、すでに建物が建っておりまして申請者より始末書を提出してもらっております。この農地は第2種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を農業用格納庫建築用地として利用するものであります。転用面積も事業計画から適正であると考えられ、転用は許可相当であると考えます。

10番、八竜新田の田2筆の内257㎡です。転用目的は農作業所用地で、資料については16-18ページです。申請の内容についてですが、申請者の自宅に隣接する農地を転用し農機具格納庫建設及び屋外作業場として利用したいという内容です。農機具格納庫については平成5年頃に建てたということで、本人より始末書を提出してもらっております。この農地は第2種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を農機具格納庫建設用地、屋外作業場として利用するものであります。転用面積も事業計画から適正であると考えられ、転用は許可相当であると考えます。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

23 ページをご覧ください。今月の5条申請は6件です。

37番、余川の田1筆271㎡です。使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については19-21ページをご覧ください。申請者は祖父母と孫夫婦の関係になります。申請の内容ですが、申請地を借り受けて一般住宅を建築するものであります。この農地は上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、加えて半径500メートル以内に2以上の公共施設が存在しますので、第3種農地ということになります。また事業計画から転用面積は適正なものと考えられ、転用は許可相当であると考えます。

38番、六日町の畑2筆62㎡です。売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については22-24ページをご覧ください。申請の内容ですが、申請地を譲り受けまして、現在ある社会福祉施設の敷地拡張という内容であります。この農地は都市計画法の用途区域内にある第3種農地でありまして、転用面積も適正規模でありますので、転用は許可相当であると考えています。

39番、塩沢の畑1筆397㎡です。売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については25-27ページをご覧ください。申請の内容ですが、申請地を譲り受けまして、一般住宅を建築する内容であります。この農地は都市計画法の用途区域内にある第3種農地でありまして、転用面積も適正規模でありますので、転用は許可相当であると考えています。

40番、八竜新田の田2筆の内661㎡です。使用貸借権の設定で転用目的は資材置場用地です。資料については28-30ページをご覧ください。申請地は先ほどの第2号議案の10番案件の隣接地であります。申請の内容ですが、申請人は親子の関係になります。申請人である譲受人は鳶工事業を自営しております。今まで土地を借りて事業用資材を置いておりましたが、その土地を返却しなければならなくなったということで、今回、資材置場用地として転用するものであります。この農地は第2種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を業務上必要な資材置場として利用するものであります。転用面積も利用計画から適正であると考えられ、転用は許可相当であると考えています。

41番、吉山新田の田1筆2,986㎡です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料については、31-33ページをご覧ください。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和4年6月1日から令和5年9月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地ですが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。

42番、吉山新田の田2筆5,901㎡です。こちらの案件は、先ほどの41番案件の隣接地にある土地です。本来であれば一つの申請でよかったのですが、申請者が別々に申請したため、別個の議案となっております。内容は41番と同じ砂利採取のための一時転用で詳細は同じであります。農用地であります。砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

26ページからです。

473番、大桑原の田1筆711㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり1,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は34ページをご覧ください。

474番、川窪の田1筆389㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり257円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は35ページをご覧ください。

475番、野田の田7筆4,821㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり300円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は36-37ページをご覧ください。

476番、浦佐の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり10,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

477 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

478 番から 482 番までは同じ借受人の方の案件です。

478 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

479 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

480 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

481 番、浦佐の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

482 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

483 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

484 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

485 番、486 番は同じ借受人の方の案件です。

485 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

486 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

487 番、五箇の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

488 番、水尾、水尾新田の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

489 番、490 番は同じ借受人の方の案件です。

489 番、大桑原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

490 番、大桑原の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

491 番、君帰の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

492 番から 494 番までは同じ借受人の方の案件です。

492 番、大月の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当

たり 4,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

493 番、大月の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 4,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

494 番、大月の畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 4,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

495 番から 500 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、申請理由は法人化のためで、個人で借り受けしていた農地を解約して、法人で借り受けするものです。

495 番は四十日、川窪の田 3 筆、対価は全部で 2 俵です。496 番は川窪の田 3 筆、対価は全部で 90kg です。497 番は美佐島の田 1 筆、対価は 10 a 当たり 60kg です。498 番は美佐島の田 11 筆、対価は全部で 9.5 俵です。499 番は四十日、川窪、美佐島の田 18 筆、対価は全部で 14.5 俵です。500 番、二日町の田 1 筆、対価は 10 a 当たり 60kg です。

501 番、長森の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

502 番から 506 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、申請理由は 502 番から 505 番までが法人化のためになります。506 番は新規の借り受けとなりますので経営規模拡大のためとなります。

502 番は四十日、宇津野新田の田 31 筆、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。503 番は寺尾の田 1 筆、対価は 10 a 当たり 60kg です。504 番は寺尾の田 1 筆、対価は 10 a 当たり 60kg です。505 番は寺尾の田 7 筆、対価は 10 a 当たり 60kg です。506 番は四十日、宇津野新田の田 3 筆、対価は全部で 3 俵です。

507 番、508 番は同じ借受人の方の案件です。

507 番、野田、四十日の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

508 番、野田、四十日の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

509 番、青木新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

す。

510 番から 512 番までは同じ借受人の方の案件です。

510 番、寺尾の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

511 番、五日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

512 番、五日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

513 番、514 番は同じ借受人の方の案件です。

513 番、島新田の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 19,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

514 番、塩沢、上十日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

515 番、中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

516 番、大木六新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

517 番から 519 番までは同じ借受人の方の案件です。

517 番、長崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 76 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

518 番、長崎の畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 74 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

519 番、長崎の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 22 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

520 番、一之沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

521 番、海士ケ島新田の田 1 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

522 番、長森の田 1 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

523 番、宇津野新田の田 1 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は法人化のためとなります。

議 長

なお、524番から543番までの案件につきましては、賃借権の再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。農業委員18番関匡和委員の除斥を求めます。

(18番関委員退席)

27ページ 478番、479番、480番、482番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27ページ478番、479番、480番、482番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、478番、479番、480番、482番案件については原案のとおり承認されました。続きまして、推進委員2番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推2番佐々木委員退席)

27ページ 481番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 481 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

異議なしと認め、481 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(18 番関委員着席)

27 ページ 483 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 483 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

異議なしと認め、483 番案件については原案のとおり承認されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

続いて、推進委員 1 番島田徳敏委員の除斥を求めます。

(推 1 番島田委員退席)

30 ページ 495 番、496 番、31 ページ 497 番、498 番、

32 ページ 499 番、500 番、33 ページ 502 番、34 ページ
503 番、504 番、35 ページ 505 番、506 番、39 ページ
523 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ
495 番、496 番、31 ページ 497 番、498 番、32 ページ
499 番、500 番、33 ページ 502 番、34 ページ 503 番、
504 番、35 ページ 505 番、506 番、39 ページ 523 番案件
については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、495 番、496 番、497 番、498 番、499
番、500 番、502 番、503 番、504 番、505 番、506 番、523
番案件については原案のとおり承認されました。島田委員
の除斥を解きます。

(推 1 番島田委員着席)

続いて、農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

37 ページ 513 番、514 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 513 番、514 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、513 番、514 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は全て承認されました。

暫時休憩といたします。

(9 時 45 分休憩)

議 長

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時15分再開)

日程9 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)について

議 長

日程9 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第5号議案朗読)

事務局の古藤です。47ページをご覧ください。農地等の利用の最適化の推進に関する指針ですが、元々は平成25年に農林水産省から「農林水産業・地域の活力創造プラン」の指針が出ているのですが、10年間で農地を担い手に8割集積という目標があります。

南魚沼市農業委員会では、農地等の利用の最適化に関する指針につきまして、平成30年3月に策定しましたが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせて、目標設定の考え方や取組方法について検証・見直しを行うこととされています。

しかしながら、3年後であった昨年3月に見直しを失念していたため今回上程するものです。

具体的には、この指針は農地の集積率80%を目標とすることをベースにしており、令和5年3月を目標としていましたが、米価の低迷や担い手の体制などが十分でないなどの理由から、そこまでの集積が達成することが困難であり現実的でないため、目標年度を5年後の令和9年4月として、見直すものです。

それでは、概略をご説明いたします。

初めに、1. 遊休農地の解消についてですが、令和4年4月末現在の遊休農地面積が、2.93haとなっています。これに対する解消面積は活動計画に5分の1の面積とする記述があるため、これに合わせてあります。

次に2. 担い手への農地利用集積についてですが、5年後の令和9年4月に80%となるよう設定しています。現状

が毎年 100ha 程度の実績であるため、令和 4 年度については活動計画では 150ha を目標としています。

最後に 3. 新規参入の促進についてですが、窓口での相談や県農業会議主催の新規就農就業チャレンジフェアという相談会に出席し、主に農地に関する情報の提供などの支援活動を行います。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

推進委員 20 番桑原委員。

推 20 番桑原委員

遊休農地を解消するにあたって、重機等を入れないと復旧できない場合に、何か補助事業等はないのでしょうか。

議長

現状この指針の中ではどうやって遊休農地を解消するのかについて明確な方針は書いていません。ただ緑区分と黄色区分があるのですが、黄区分というすぐには解消できない農地について、どのような形で解消していくかについては今後新たな指針が示されると思います。その中でどうしていくか検討していくべきだと思いますので、今の段階ではこの程度しかお答えできないのですが、よろしいでしょうか。

推 20 番桑原委員

承知しました。

議長

ほかに何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（変更案）については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

意義なしと認め、第5号議案は原案のとおり承認されました。

日程10 第6号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議長

日程10 第6号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

（第6号議案朗読）

事務局の古藤です。50ページをご覧ください。先ほどの指針に基づきまして、単年度ごとに最適化活動の目標を設定する必要があります。この内容になりますが、50ページには農業委員会の現状が載っています。

1 農業委員会の現在の体制については、農業委員19名、最適化推進委員24名の体制となります。

2 農家・農地等の概略については、2022年に行われた農林業センサスの数値を載せています。総農家数3,852経営体、認定農業者531人、耕地面積は6,400haとなっています。

51ページに移りまして、1. 最適化活動の成果目標となります。

（1）農地の集積についてですが、現状3,739.82haとなります。集積率が58.4%となっています。令和5年度の目標については、150haとしています。集積率で60.7%となります。直近5年間毎年100haが集積実績のため、この数値を設定しています。

次に（2）遊休農地の解消についてです。南魚沼市の遊

休農地面積は県内でもかなり低い方になりますが、緑区分とって草刈などで再生可能な農地については、2.93haで、5分の1の面積を設定とのことで、0.6haとしています。また前年度の新規に発生した緑区分農地についての解消目標面積については、昨年度の農地パトロールの面積が6,178㎡であるため、0.6haとしています。

それから（3）新規参入の促進についてです。現状及び課題は記載のとおりです。令和5年度の目標については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として、54.8haとしています。目標面積は過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記入とのことで、平成28、29、30年度の平均の1割以上と設定しています。

次に2. 最適化活動の活動目標についてです。

（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。委員1人当たりの活動日数を一月当たり10日としています。これは農林水産省から出ている目標がありまして、10日としています。当市は冬季があるため、難しい部分がありますが、お配りした活動記録セットに記載が必要になりますので、農地に行ったときに状況を確認した場合も対象となりますので、ぜひ達成できるように記載をお願いします。

次に（2）活動強化月間の設定目標です。活動強化月間についてですが、3回設定しています。農地の集積、新規参入の促進、遊休農地の解消とありますが、6月、7月、11月を強化月間として指定していますのでご理解をお願いします。

そして、（3）新規参入相談会への参加目標です。新規参入相談会については、12月に1回県農業会議が主催する新規就農就業チャレンジフェアに1名参加することで考えています。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

農業委員 14 番牛木委員。

14 番牛木委員 さまざまな目標設定をするとのことですが、その目標が達成されなかった場合ペナルティなどはあるのでしょうか。

議 長 古藤局長。

古藤局長 ペナルティについては交付金に限ってのことだと思いますが、委員さんの月の平均活動日数が5日以下になりますと、その委員さんに対する交付金は0になります。また一人でも活動日数が0日の月がありますと、農業委員会全体の交付金も0となります。

議 長 牛木委員、いかがでしょうか。

14 番牛木委員 活動日数については交付金に直結するというのはわかったのですが、その他の集積率や遊休農地の目標については必ずしも達成しなくてもいいという解釈でよいのでしょうか。

議 長 古藤局長。

古藤局長 基本的にはそのとおりです。ただ、集積率については計画した150haの集積が達成されると、交付金もプラスになるということがあります。

議 長 他に何かありますでしょうか。農業委員5番片桐京委員。

5 番片桐委員 できれば、他の委員さんがどのような活動をして記録簿に記入しているのかを教えてくださいたいです。私自身も農作業に従事していないため、水を見て回ることがなかなかないため、自宅の周りの田んぼが耕作されているような状況は確認できますが、他の委員さんはどのような形で耕作放棄地や転用された農地の確認をしているのか教えていただきたいです。今日でなくてもいいので、

そのようなことをお聞きする機会があればありがたいです。

議 長

活動記録簿に活動例がありますが、女性委員の皆さんなど実際に農作業に従事していない方の活動についても、事務局から、もう少し具体例を調べてお知らせすることになります。

暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(10時30分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事を再開します。

(10時40分再開)

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第6号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

意義なしと認め、第6号議案は原案のとおり承認されました。

日程 11 その他

議 長

日程 11 その他についてですが、皆さんから何かありますでしょうか。農業委員 10 番棚村光正委員。

10 番棚村委員

認定農業者との意見交換会についてお知らせします。6月27日(金)14時より南魚沼市ふれ愛支援センターで開催します。講師につきましては、財団法人農政調査委員会理事長の吉田俊幸様をお招きして、内容としましては、「米産

業の未来について」ということで講演いただきます。大勢の方から参加いただきたいですが、認定農業者 70 名の方から参加いただく予定ですが、人数が少ない場合には農業委員、推進委員の皆さんにもお声かけさせていただきますので、その時はご協力をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

ただいまの棚村委員の報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員

幹事会よりお知らせします。
・暑気払い開催のお知らせについて
以上です。

議 長

ただいまの井上委員の報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、井上委員ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。

(10 時 45 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 7月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

南 雲 廣 悦

会 議 録 署 名 委 員

棚 村 光 正
